

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。